

令和3年度宮内庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1 一者応札の改善

（取り組み）

- （1）入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が1者の場合、事業者へ積極的に入札案内を行う。
- （2）一般競争入札に関して、入札公告を開庁日12日間以上公告する。
- （3）一者応札が継続している案件について、受注可能事業者が1者と想定される場合には、公募に移行することを検討する。

（結果）

前年度に一者応札であった案件のうち、5件の入札案件が複数者応札に改善した。一者応札が継続していて、受注可能事業者が1者と想定される案件3件について、公募に移行した。

2 指名競争入札の改善

（取り組み）

- （1）事業者の受注能力を事前に把握し、応札意思のある事業者を指名することで、入札辞退事業者を抑制し、競争性を高める。

（結果）

前年度と比較して辞退事業者の抑制が見られ、応札率が向上した。

3 調達改善に向けた審査・管理の充実

（取り組み）

- （1）一者応札案件について、事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等を調査した上で要因分析を行い、一覧表を作成し、庁内において共有する。

（結果）

一者応札案件の一覧表を作成し、庁内に共有した。事業者へのヒアリングや特殊性等の調査を行い、次年度に向けて対応策の検討を図っている。

4 電力調達、ガス調達の改善

（取り組み）

- （1）地方支分部局等において、競争に付すことが可能なものは、競争契約への移行を進める。
- （2）次回電力調達時に向け、再生可能エネルギー比率が30%である電力の調達に向けた取組みを行う。
- （3）旧供給区域の垣根を超えた電力の調達に取組む。

（結果）

関東区域と関西区域の垣根を超え、かつ、再生可能エネルギー比率が30%以上である電力の調達に取組み、契約を行った。